

取引約款

第1条（約款の目的）

1. この取引約款（以下、「本約款」といいます。）は、菱重コールドチェーン株式会社（以下、「当社」といいます。）が行う製品及び整備（輸送用冷凍ユニット、周辺機器、部品、整備を総称して「本商品」といいます。）の取引に関する基本的な条件について定めるものです。

第2条（約款の適用）

1. 本約款は、別途契約でこれと異なる条件を定める場合を除き、当社と、当社に本商品を発注するお客様（以下、「お客様」といいます。）との関係の全てに適用されます。
2. お客様は、予め本約款の内容を理解し、本約款の規定に同意した場合に限り、本商品の発注を行うことができるものとします。

第3条（納入）

1. 当社は、製品の供給状況、工場の混雑状況、その他諸般の事情により、合理的な範囲で納期を定め、それに従い納品します。なお、製品及び部品の供給状況等により当初合意した納期までに納品が困難と判明した場合、当社は、速やかにお客様に連絡・協議のうえ新たな納期を定めるものとします。
2. 当社が納品の準備を完了し、その提供をしているにもかかわらずお客様が受取りを拒み、又は受取ることができない場合には、当社は、遅滞の責を負いません。

第4条（支払い）

1. お客様は、本商品の納入又は完成を基に発行された支払請求書の記載に基づき代金を支払うものとします。

第5条（免責事項）

1. 当社は、商品の不正改造、仕様に適合しない方法での使用等により生じた損害について、一切責任を負いません。
2. 当社が本商品を提供するにあたり、本商品を装着、使用等する車両等において違法又は不正が疑われる場合には本商品の取引ができないことがあります。この場合には、当社は、取引できないことに対する責任を負いません。
3. 当社に帰責性がない事由により、又は当社が管理することができない天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線の混乱、疫病、その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、商品の全部または一部取引を履行することができない場合は、お客様と協議のうえ金額及びその他契約内容を変更することができるものとします。

第6条（遅延損害金）

1. お客様が代金の支払いを遅延した場合は、遅延の日の翌日から完済の日まで、その残高に対し、民法の法定利率による遅延損害金を当社にお支払いいただきます。

第7条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、お客様情報及び個人情報を、個人情報保護法その他の法令に基づき、適切に取り扱います。
2. 当社は、お客様情報及び個人情報を、以下の目的で利用することがあります。
 - (1) 製品の保守又は整備及び商品の取引に係る内容管理（売掛金の管理を含みます。）
 - (2) 製品の保守又は整備及び商品の取引の実施並びにこれらに関する連絡
 - (3) コンプライアンス（法令遵守）目的で実施される内部及び外部調査

第8条（反社会的勢力の排除）

1. お客様又は当社は、相手方又は相手方の代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であることが判明したときは、何ら通知・催告を要しないで、本約款を解除することができるものとします。
2. お客様又は当社は、相手方が本約款に関連して第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」とします。）を締結する場合において、関連契約の当事者又は関連契約の当事者の代理若しくは媒介する者が反社会的勢力であることが判明したときは、相手方に対して、関連契約を解除するなど必要な措置を求めることができるものとします。
3. お客様又は当社は、相手方に対して前項の措置を求めたにも関わらず、相手方がそれに従わなかった場合には、本約款を解除することができるものとします。
4. 第1項ないし第3項に該当して本約款を解除したときは、該当した者に損害が生じても、お客様又は当社は、これを一切賠償しないものとします。

第9条（損害賠償）

1. お客様又は当社は、本約款又はその他契約に定める義務に違反したときには、故意又は重過失のある場合に限り、相手方に現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償する責任を負います。但し、本約款又はその他契約にこれと異なる規定がある場合、当該規定が優先するものとします。
2. 当社が損害賠償責任を負う場合、賠償すべき損害の範囲は、お客様に通常かつ直接生じうる範囲内の損害であって現実に発生したものに限られるものとし、当該保守又は整備代金額をその上限額とします。
3. 当社は、いかなる場合でも間接損害、派生的損害、特別損害、逸失利益、機会の損失について責任を負いません。但し、当社の故意又は重過失に基づく損害についてはこの限りではありません。

第10条（協議解決）

1. 本約款又はその他契約に定めのない事項及び本約款又はその他契約の解釈に疑義を生じた事項については、お客様との間で誠実に協議し解決するものとします。

第11条（管轄裁判所）

1. 本約款に関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第 1 条（適用開始）

1. この約款は、2025年10月1日に制定され、同日より適用されます。